

# 栗東市通学路等交通安全プログラム

栗東市

## 1. プログラムの目的

全国で児童生徒が登下校中に死傷する交通事故が相次いで発生したことを受けて本市では関係機関等の連携を強化し、効果的且つ効率的な通学路の安全確保に向けた取り組みを継続することを目的として、平成27年3月に「栗東市通学路等交通安全プログラム」を策定し、安全対策の推進を図ってきました。

しかし、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害される事件、また同年6月には大阪北部地震に伴うブロック塀倒壊による登校中の児童が死亡する事故、更に令和元年5月に大津市において散歩中の園児らが死傷するといった、大変痛ましい交通事故が発生しました。

こうしたことを受け、栗東市通学路等交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童・園児が安全に登下校等ができるように道路の安全確保を図っていきます。

また「通学路等交通安全プログラム」については、継続した取り組みを行うため、通学路等の安全確保に関する対策実施の要領として取りまとめたものであり、社会情勢等の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

## 2. 推進体制

関係機関の連携を図り、プログラムの目的を達成するため、栗東市危険箇所対策調整会議（以下「調整会議」といいます。）、必要に応じて栗東市通学路等交通安全推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

調整会議は、市の各道路所管課・教育委員会通学路所管課・学校所管課・幼稚園保育園所管課・幼稚園保育園施設所管課・防犯防災所管課・交通安全所管課で構成します。また、本プログラムにおける対策等は、原則当該調整会議をもって位置づけるものとします。

ただし、調整会議メンバーによる調整が困難な場合で、国関係(国の交通安全対策担当)、県関係(県の道路所管課)、警察関係(草津警察署交通所管課)を交えて、アドバイスが必要な場合に推進会議を開催することができるものとし、推進会議のメンバーは、調整会議のメンバーに加えて、アドバイザーとして、上記機関を必要性に応じて招集要請するものとします。

## ※調整会議・推進会議構成機関

構成機関		調整会議	推進会議
国関係者 ・滋賀国道事務所	交通安全対策担当課等		△
県関係者 ・滋賀県南部土木事務所	道路所管課		△
警察関係者 ・滋賀県警草津警察署	交通所管課		△
市関係者 ・栗東市 道路所管課	道路・河川課 土木管理課	○	○
市関係者 ・栗東市教育委員会 通学路所管課、 学校所管課	教育総務課(調整会議事務局) 学校教育課	○	○
市関係者 ・栗東市 幼稚園保育園所管課	幼児保育課 幼児施設課	○	○
市関係者 ・栗東市 防犯防災所管課	危機管理課	○	○
市関係者 ・栗東市 交通安全所管課	交通政策課(推進会議事務局)	○	○
その他 ・必要と認める者(協議案件に応じて招 集)		○	○

△アドバイザーとして参画

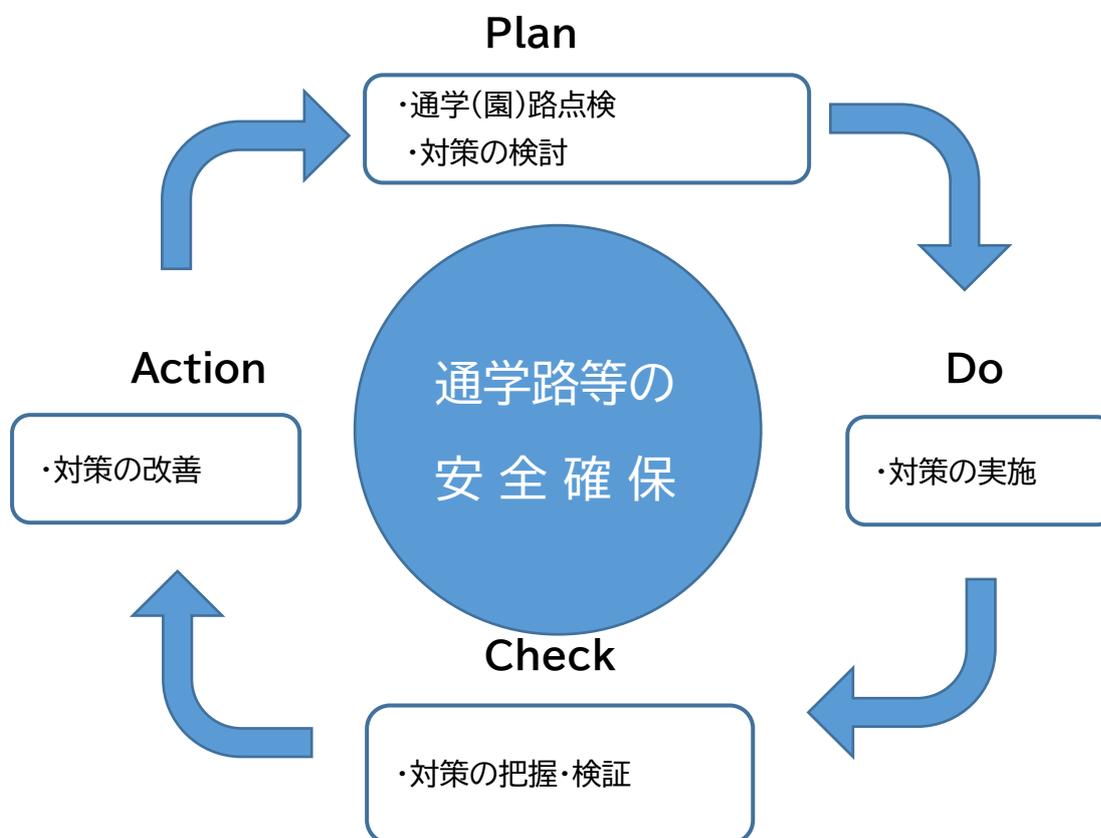
※ ただし、会議については構成機関の代表者により構成されるもので、その職位については、問わないものとします。

※ 調整会議による「調整が困難な場合」に開く推進会議において、△のメンバーは助言をする立場で参画するものとします。

### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するために、P D C Aサイクルに基づき取り組みます。  
また、歩行者や自転車利用の多い道路についても安全対策の向上に努めます。



#### (2) 通学路及びお散歩コースの点検

毎年5月以降、学校・PTA・自治会等が連携を図り、通学路の安全点検を行い、必要な見直し箇所があれば、学校が「通学(園)路安全点検報告書」を取りまとめ教育総務課に提出します。

また、保育園及び幼稚園についても、通学路と同様に5月以降、日常的に集団で移動する経路の点検を行い、「お散歩コース安全点検報告書」を幼児保育課・幼児施設課に提出します。

#### (3) 対策の検討

当該報告書を基に、緊急的な修繕が必要な箇所のハード対策、交通規制や交通安全教育、防犯教育のようなソフト対策など具体的な対策メニューを検討します。

## 対策の一例

実施主体	対 策			
・ 学校所管課 ・ 学校	①通学路の 変更	②児童・教諭へ の安全教育	③見守り活動 の強化	
・ 園所管課 ・ 幼稚園、保育園	①お散歩ルー トの変更	②幼児・保護者 への安全教育	③キッズゾー ンの設定	
・ 交通管理者 (警察)	①交通指導・ 取締り	②パトロール 強化	③交通規制の 強化	④信号機・横断 歩道の設置
・ 道路管理者	①交通安全施設の設置 (ガードレール・防護柵・ポストコーン等)		②歩道の拡幅 再整備等	
・ 交通安全所管課	①路面表示	②交通安全施設の設置 (カーブミラー)		③交通安全 教室の実施
・ 防犯防災所管課	① 防犯灯等の 設置補助	② 防犯メール の送信	③ 防犯出前講 座の実施	

### (4)対策の実施

それぞれの対策について検討した結果、対策が必要な場合は、担当課が対策を実施（予算確保等を含む。）します。

### (5)対策の把握・検証

対策実施後の箇所について、把握及び検証を行います。

### (6)対策の改善・充実

対策実施後に、見直しが必要な場合、対策内容の改善・充実を図ります。

### (7)プログラムに位置付ける路線等

- ・ 歩行者や自転車の安全向上を図るため、次の路線を重点して改善または整備していきます。

#### ◎各小学校(園)通学路等

各小学校、幼稚園等が「通学路等」と位置付ける全路線

#### ◎各中学校や駅へ接続するなど利用度の高い路線

#### ◎地域、幹線などへ接続する路線

### 対策箇所

- ① 令和3年度に実施した合同点検を経た対策を実施し、公表します。
- ② それ以降に実施した対策箇所については、原則「緊急対策箇所」として取り扱います。

## 【栗東市通学路等交通安全プログラムの実施スケジュール】

役 割	時 期	内 容	担 当
危険箇所と思われる 場所の把握	5月～6月	通学路の危険箇所抽出として 「通学路安全点検及び危険箇所報告書」の提出依頼	教育総務課
		お散歩コースの危険箇所抽出として 「お散歩コースの安全点検及び危険箇所報告書」の提出依頼	幼児保育課・幼児施設課
		危険箇所の調査	学校・自治会・PTA 各園
		各小学校・園から提出された 危険箇所の取りまとめ	教育総務課 幼児保育課・幼児施設課
調整会議	7月～9月	調整会議の日程調整	教育総務課 幼児保育課・幼児施設課
		調整会議の開催 ※推進会議に諮る案件の調整	教育総務課 幼児保育課・幼児施設課
推進会議  ※ 必要な場合に開催	8月～9月	推進会議開催日程調整	交通政策課
		案件作成	教育総務課 幼児保育課・幼児施設課
		会議の運営	交通政策課
		・推進会議で決定した事項を教育 総務課及び幼児課に報告	交通政策課
対 策	10月～3月	対策実施 ※各課における予算対応含む。	各課
対策効果の把握		対策実施箇所の集約	交通政策課
報 告		・小学校・園に報告	教育総務課 幼児保育課・幼児施設課